

2021年度第3回愛知県障害者施策審議会における愛知県障害者差別解消 推進条例見直しに係る議論にかかる各委員からの意見及び事務局回答

○ 定義について

◇委員からの主な意見

- ・合理的配慮の義務化について、事業関連性のあるものや本人の意思表示があった場合に限られているが、障害によって自分自身ではうまく意思表示ができない方もいる。あるいは仮に意思表示できたとしても社会的に意思表示しにくい状況にあることが問題。本人が言わなかつたのだからやらなかつたと言い訳にしてはいけない。意思表示について必ずしも本人が明示的に言った場合だけでなく、状況からそれを必要としていると考えられる場合も含むような解釈がしやすい条例、文言の定め方の工夫が必要。

◇事務局回答

- ・他の都道府県条例では、本人の意思表示に加え保護者等が代わりに表明した場合も含むと規定しているところもあり、一つの解決策になる。ただし親に対しても言い出しにくい場合の相談の拾い上げが難しく、関係職員等のスキルアップや意見を言いやすい環境の構築も必要。

○ 相談及び紛争解決の体制整備について

◇委員からの主な意見

- ・市町村窓口で相談・要望があったということをあまり聞かない。相談窓口を広報すること、それを明確に条例に入れ込むことが必要。
- ・相談をすること自体が難しい、どのように相談したらいいかわからない、相談しても解決できずに我慢してしまうこともある。少しでもいい方向に向かう相談の仕方が必要。

◇事務局回答

- ・相談窓口がそもそも知られていないという指摘が当事者団体からも指摘をいただいている。また、相談しにくい環境になっているところについてスキルアップも含め研修や啓発に力を入れていかなければならない。

2022 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会における愛知県障害者差別解消 推進条例見直しに係る委員からの意見及び事務局回答

○ 各則について

◇委員からの意見

- ・障害者差別解消法が施行されてからさまざまな事例が集まっていると思われるため、それを分野別に分析して各則を設けてはどうか。

◇事務局回答

- ・昨年度のワーキンググループの中で、細かい話についてどこまで網羅できるか、という意見もあった。条例の中に盛り込むのか、それ以外で啓発をしっかりやっていくのかというところも含めて検討する。